イ　陸上移動局の感度

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の(i)又は(ii)の各表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五％以上であること。

(i)　設備規則第四十九条の六の十三第一項各号（第四号を除く。）において無線設備の条件が定められている陸上移動局

周波数帯域（MHz）	チャネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））
［略］	［略］	［略］

(ii)　(i)に掲げるもの以外のもの

周波数帯域（MHz）	チャネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））
七七三を超え八〇三以下	五	（二）九五・三
	一〇	（二）九一・八
	一五	（二）八九・八
	二〇	（二）八七・一
八六〇を超え八七五以下	五	（二）九四・三
	一〇	（二）九〇・八
	一五	（二）八九・〇
	二〇	（二）八三・九
八七五を超え八九〇以下	五	（二）九四・八
	一〇	（二）九一・一
	一五	（二）八九・三
	二〇	（二）八三・一
九四五を超え九六〇以下	五	（二）九三・八
	一〇	（二）九〇・一
	一五	（二）八七・七
	二〇	（二）八二・一

［注　略］

イ　［同上］

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五％以上であること。

周波数帯域（MHz）	チャネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］

［新設］